

議案第 86 号

栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木県市町村総合事務組合規約の変更について

佐野地区衛生施設組合が解散することに伴い、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、令和 5 年 10 月 1 日から栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数を減少し、栃木県市町村総合事務組合規約を次のとおり変更することを関係地方公共団体と協議することについて、同法第 290 条の規定により議会の議決を求めます。

令和 5 年 6 月 2 日提出

佐野市長 金子 裕

栃木県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約

栃木県市町村総合事務組合規約（平成 18 年栃木県指令市町村第 1212 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 及び別表第 2 中「那須地区広域行政事務組合 佐野地区衛生施設組合」を「那須地区広域行政事務組合」に改める。

附 則

この規約は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

理 由

令和 5 年 9 月 30 日をもって佐野地区衛生施設組合が解散することに伴い、栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数を減少し、栃木県市町村総合事務組合規約を変更することについて、関係地方公共団体と協議したいので提案するものです。

参 考

地方自治法抜粋

（組織、事務及び規約の変更）

第 286 条 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体（省略）の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変

更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。…省 略…

2 …省 略…

(議会の議決を要する協議)

第290条 第284条第2項、第286条(省略)及び前2条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

議案第86号参考資料

栃木県市町村総合事務組合規約の改正案 新旧対照表

現 行		改 正 案													
<p>別表第1（第3条関係）</p> <p>宇都宮市 足利市 栃木市 佐野市 鹿沼市 日光市 小山市 真岡市 大田原市 矢板市 那須塩原市 さくら市 那須烏山市 下野市 上三川町 益子町 茂木町 市貝町 芳賀町 壬生町 野木町 塩谷町 高根沢町 那須町 那珂川町 <u>那須地区広域行政事務組合</u> <u>佐野地区衛生施設組合</u> 黒磯那須共同火葬場組合 芳賀郡中部環境衛生事務組合 石橋地区消防組合 芳賀中部上水道企業団 芳賀地区広域行政事務組合 南那須地区広域行政事務組合 黒磯那須公設地方卸売市場事務組合 塩谷広域行政組合 小山広域保健衛生組合 宇都宮西中核工業団地事務組合 栃木県後期高齢者医療広域連合</p> <p>那須地区消防組合</p>		<p>別表第1（第3条関係）</p> <p>宇都宮市 足利市 栃木市 佐野市 鹿沼市 日光市 小山市 真岡市 大田原市 矢板市 那須塩原市 さくら市 那須烏山市 下野市 上三川町 益子町 茂木町 市貝町 芳賀町 壬生町 野木町 塩谷町 高根沢町 那須町 那珂川町 <u>那須地区広域行政事務組合</u> 黒磯那須共同火葬場組合 芳賀郡中部環境衛生事務組合 石橋地区消防組合 芳賀中部上水道企業団 芳賀地区広域行政事務組合 南那須地区広域行政事務組合 黒磯那須公設地方卸売市場事務組合 塩谷広域行政組合 小山広域保健衛生組合 宇都宮西中核工業団地事務組合 栃木県後期高齢者医療広域連合 那須地区消防組合</p>													
<p>別表第2（第4条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>共同処理する事務</th> <th>共同処理する組織市町村等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第4条第3号に掲げる事務</td> <td> 栃木市 佐野市 日光市 小山市 真岡市 大田原市 矢板市 那須塩原市 さくら市 那須烏山市 下野市 上三川町 益子町 茂木町 市貝町 芳賀町 壬生町 野木町 塩谷町 高根沢町 那須町 那珂川町 <u>那須地区広域行政事務組合</u> <u>佐野地区衛生施設組合</u> 黒磯那須共同火葬場組合 芳賀郡中部環境衛生事務組合 石橋地区消防組合 芳賀中部上水道企業団 芳賀地区広域行政事務組合 南那須地区広域行政事務組合 黒磯那須公設地方卸売市場事務組合 塩谷広域行政組合 小山広域保健衛生組合 宇都宮西中核工業団地事務組合 那須地区消防 </td> </tr> </tbody> </table>		共同処理する事務	共同処理する組織市町村等	(略)	(略)	第4条第3号に掲げる事務	栃木市 佐野市 日光市 小山市 真岡市 大田原市 矢板市 那須塩原市 さくら市 那須烏山市 下野市 上三川町 益子町 茂木町 市貝町 芳賀町 壬生町 野木町 塩谷町 高根沢町 那須町 那珂川町 <u>那須地区広域行政事務組合</u> <u>佐野地区衛生施設組合</u> 黒磯那須共同火葬場組合 芳賀郡中部環境衛生事務組合 石橋地区消防組合 芳賀中部上水道企業団 芳賀地区広域行政事務組合 南那須地区広域行政事務組合 黒磯那須公設地方卸売市場事務組合 塩谷広域行政組合 小山広域保健衛生組合 宇都宮西中核工業団地事務組合 那須地区消防	<p>別表第2（第4条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>共同処理する事務</th> <th>共同処理する組織市町村等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第4条第3号に掲げる事務</td> <td> 栃木市 佐野市 日光市 小山市 真岡市 大田原市 矢板市 那須塩原市 さくら市 那須烏山市 下野市 上三川町 益子町 茂木町 市貝町 芳賀町 壬生町 野木町 塩谷町 高根沢町 那須町 那珂川町 <u>那須地区広域行政事務組合</u> 黒磯那須共同火葬場組合 芳賀郡中部環境衛生事務組合 石橋地区消防組合 芳賀中部上水道企業団 芳賀地区広域行政事務組合 南那須地区広域行政事務組合 黒磯那須公設地方卸売市場事務組合 塩谷広域行政組合 小山広域保健衛生組合 宇都宮西中核工業団地事務組合 那須地区消防 </td> </tr> </tbody> </table>		共同処理する事務	共同処理する組織市町村等	(略)	(略)	第4条第3号に掲げる事務	栃木市 佐野市 日光市 小山市 真岡市 大田原市 矢板市 那須塩原市 さくら市 那須烏山市 下野市 上三川町 益子町 茂木町 市貝町 芳賀町 壬生町 野木町 塩谷町 高根沢町 那須町 那珂川町 <u>那須地区広域行政事務組合</u> 黒磯那須共同火葬場組合 芳賀郡中部環境衛生事務組合 石橋地区消防組合 芳賀中部上水道企業団 芳賀地区広域行政事務組合 南那須地区広域行政事務組合 黒磯那須公設地方卸売市場事務組合 塩谷広域行政組合 小山広域保健衛生組合 宇都宮西中核工業団地事務組合 那須地区消防
共同処理する事務	共同処理する組織市町村等														
(略)	(略)														
第4条第3号に掲げる事務	栃木市 佐野市 日光市 小山市 真岡市 大田原市 矢板市 那須塩原市 さくら市 那須烏山市 下野市 上三川町 益子町 茂木町 市貝町 芳賀町 壬生町 野木町 塩谷町 高根沢町 那須町 那珂川町 <u>那須地区広域行政事務組合</u> <u>佐野地区衛生施設組合</u> 黒磯那須共同火葬場組合 芳賀郡中部環境衛生事務組合 石橋地区消防組合 芳賀中部上水道企業団 芳賀地区広域行政事務組合 南那須地区広域行政事務組合 黒磯那須公設地方卸売市場事務組合 塩谷広域行政組合 小山広域保健衛生組合 宇都宮西中核工業団地事務組合 那須地区消防														
共同処理する事務	共同処理する組織市町村等														
(略)	(略)														
第4条第3号に掲げる事務	栃木市 佐野市 日光市 小山市 真岡市 大田原市 矢板市 那須塩原市 さくら市 那須烏山市 下野市 上三川町 益子町 茂木町 市貝町 芳賀町 壬生町 野木町 塩谷町 高根沢町 那須町 那珂川町 <u>那須地区広域行政事務組合</u> 黒磯那須共同火葬場組合 芳賀郡中部環境衛生事務組合 石橋地区消防組合 芳賀中部上水道企業団 芳賀地区広域行政事務組合 南那須地区広域行政事務組合 黒磯那須公設地方卸売市場事務組合 塩谷広域行政組合 小山広域保健衛生組合 宇都宮西中核工業団地事務組合 那須地区消防														

	組合	(略)	(略)
(略)	(略)		